

# 身体拘束等適正化のための 指針

社会福祉法人 庄内福祉会

特別養護老人ホーム はくりゆう園

## 1. 身体拘束等適正化に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

① 切迫性:利用者本人またはほかの利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性 :身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

## 2. 身体拘束等適正化に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

### (3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。

② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。

③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた

丁寧な対応を致します。

- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努めます。

### 3. 身体拘束等適正化に向けた体制

(1)当施設では、身体拘束等を適正化することを目的として、「身体拘束等適正化委員会」を設置します。

#### ① 設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討  
身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き  
身体拘束を実施した場合の解除の検討  
身体拘束廃止に関する職員全体への指導

#### ②身体拘束等適正化委員会の構成員

- ア) 施設長
- ※ イ) 医師
- ウ) 看護職員
- エ) 生活相談員
- オ) 介護支援専門員
- ※ カ) 栄養士
- キ) 介護職員

この委員会の責任者は、施設長 とします。

※は、必要に応じて参加することとします。

#### ③ 身体拘束等適正化委員会の開催

・定例委員会

1か月に1回開催。ただし、身体拘束の利用者がいない場合は勉強会とする場合もあります。

・臨時委員会

利用者の生命・身体の安全を脅かす急な事態(数時間以内に身体拘束を様子場合)では、多職種協働での委員会を開催できないことが想定されます。そのため、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録します。その後速やかに臨時委員会を開催し、委員会の承認を得ます。承認を得られない場合は速やかにその処置を解除します。

### 4. やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行なわ

なければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### 〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四股をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四股をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四股をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四股をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

#### ① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い、実施に努めます。

#### ② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

#### ③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性

や方法を逐次検討します。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監督が行われる際に提示できるようにします。

#### ④ 拘束の解除

③ の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、本人、家族に報告します。

### 5. 身体拘束等適正化委員会における各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(施設長)

- 1) 身体拘束における諸課題等の最高責任者
- 2) 身体拘束等適正化委員会の総括責任者
- 3) ケア現場における諸課題の総括責任者
- 4) ただし 2)、3)においては、施設長の判断する者に代理させることができる。

(医 師)

- 1) 医療行為への対応
- 2) 看護職員との連携

(看護職員・機能訓練士)

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為の範囲の整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1) 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 2) 医療機関、家族との連絡調整
- 3) 家族の意向に沿ったケアの確立
- 4) 施設のハード、ソフト面の改善
- 5) チームケアの確立
- 6) 記録の整備

(栄養士)

- 1) 一人ひとりの栄養ケアマネジメント
- 2) 利用者の状態に応じた食事の工夫
- 3) 記録の整備

(介護職員)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に理解する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する

#### 6. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わるすべての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を実施します。

- ① 定期的な教育・研修(年2回)の実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

#### 7. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

この指針は公表し、利用者・家族・従業者等がいつでも自由に閲覧できるようにします。

#### 8. その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共有認識を持ち、拘束をなくしていくように取り組む必要があります。

- ・マンパワー不足を理由に安易に身体拘束を実施していないか。
- ・認知症高齢者であるということで安易に身体拘束を実施していないか。
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大けがをするという先入観だけで安易に身体拘束を実施していないか。
- ・サービス提供の中で本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当にほかの施策・手段はないのか。

※身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を共有し発信していくのが職員としての責務である

附則

このマニュアルは、平成19年 4月 1日から施行する。

平成20年4月1日 見直し  
変更なし

平成21年4月1日 見直し  
変更なし

平成21年9月1日 見直し  
構成員変更

平成22年1月1日 見直し  
施設長変更

平成22年10月1日 見直し  
構成員変更

平成23年4月1日 見直し  
構成員変更

令和5年7月19日 見直し

平成26年12月1日 見直し

3. ③変更

平成31年2月1日 見直し

マニュアル名変更

委員会名変更

5.6 変更

7.8 追加

5.8 一部変更